

令和6年度 豊橋市未来産業創出事業補助金公募要領
(次世代人材育成事業)

1 趣旨

この要領は、未来産業創出事業補助金の交付に関し、未来産業創出事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、新事業開発事業について令和6年度の交付に必要な事項を定めるものです。

2 募集期限及びスケジュール

募集期限	令和6年9月30日(月) 17時まで 以降、予算の範囲内で随時募集（最終〆切：令和6年12月27日(金) 17時まで）
交付決定通知	随時

3 事務局

株式会社サイエンス・クリエイト 事業推進部（豊橋市委託事業者）

〒441-8113 愛知県豊橋市西幸町字浜池333番地の9

TEL 0532-44-1121（直通）、0532-44-1111（代表）、FAX 0532-44-1122

Email: sangaku@tsc.co.jp

（担当部局）

豊橋市産業部地域イノベーション推進室

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地

4 補助対象事業

市内を拠点として、次世代の産業人材の育成に資する活動を行う事業

- ・新たなビジネスプランの創出のために必要なプログラムへの参加
- ・新たなビジネスプランの創出につながる試作品等の製作と実証
- ・起業家精神を持つ学生の創出、育成につながる企画（イベント、セミナー、ワークショップ）の実施

5 補助対象事業者

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ・ 2名以上のグループで、グループ構成員の半数以上が市内の高校、大学、大学院、専門学校に在籍する学生であること
- ・ 市内を拠点に、活動に取り組んでいること

6 補助対象経費

対象経費	内容
①機械装置等 導入費	事業遂行に必要な機械装置やITサービス等の導入に要する経費 ※補助対象経費の3分の2を上限とします。
②マーケティング調査費	ニーズ調査等を実施するために、パンフレット・ポスター・チラシ等の作成や各種広報媒体等を活用するために支払われる経費
③研究開発費	商品やサービスの研究・開発・試作・実証等に伴い発生する原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工に係る経費
④資料購入費	事業遂行に必要な図書等を購入するために支払われる経費
⑤借料	事業遂行に必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
⑥施設利用料	事業遂行のため、施設を利用する際に支払われる経費
⑦旅費	事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うための旅費
⑧謝金	事業遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
⑨通信運搬費	事業遂行に必要なデータ通信料やインターネットの使用料として支払われる経費
⑩消耗品費	事業遂行に必要な消耗品等を購入するために支払われる経費
⑪委託費	上記①から⑩に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（大学との共同研究や、市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限る。）
⑫外注費	上記①から⑩に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）

補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する費用及び他の補助金等の対象経費となる費用を含まないものとします。

以下の経費は補助対象となりません。

- ・ 容易に持ち運びができるパソコン、カメラ等、汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要であると特定できない経費
- ・ 施設建設、不動産取得に関する経費
- ・ 製作中、実証中、企画中に発生した事故災害の処理のための経費
- ・ 機器等の故障に係る修理のための経費
- ・ 間接経費
- ・ 特許関連経費
- ・ 提出したグループ構成員名簿に記載のない者の旅費等の経費

7 補助金の額

- ・ 補助率：補助対象経費の10分の10の額（1,000円未満の端数は切り捨て。）
- ・ 補助限度額：250,000円

8 補助金の支払い

- ・ 令和7年2月28日までに、実績報告書（様式5）に次の書類を添えて提出していただき、補助金額が確定した後に精算払いとなります。

- （1） 補助対象経費の支出を証する書類
- （2） 補助事業を実施したことが確認できる成果報告書（写真や成果品を含む）
- （3） その他市長が必要と認める資料

※補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費の証拠書類等の確認ができない場合については、当該経費等に係る金額は補助対象外となります。

9 申請書類の提出

提出期限	令和6年9月30日（月）17時まで 以降、予算の範囲内で随時募集（最終〆切：令和6年12月27日（金）17時まで）
提出方法	電子メール：sangaku@tsc.co.jp
提出先	株式会社サイエンス・クリエイト（豊橋市委託事業者） <u>※提出にあたっては、必ず事前にご相談ください。</u>
提出書類	別表：提出書類一覧（次世代人材育成事業）のとおり

10 交付の決定等に係る審査

交付の決定等にあたり次の審査を実施し、認められた者に豊橋市未来産業創出事業補助金交付決定通知書（様式第2）により通知を行います。

（1）書類審査

提出された書類をもって、事務局による審査を実施します。書類審査の際に不明な点が生じた場合は事務局から個別に質問をすることがあります。

（2）審査基準

- ・豊橋市未来産業創出事業補助金交付要綱ならびに、本要領の要件を満たしていること。
- ・申請者の熱意が伝わるよう、提出書類が作成されていること。

11 その他注意事項等

- ・事業の進捗管理のため、定期的に事務局同席の下、進捗会議を開催し、進捗状況を報告すること。
- ・事業化に向けて、必要に応じ専門家による助言を受けることができます。
※事務局より、企業法務、知的財産、生産技術、マーケティング、金融財務等、希望する分野の専門家から数回の助言を提供します。
- ・本市及び事務局が補助事業の採択結果を公表することに同意すること。
- ・補助事業終了後、本市及び事務局が補助事業の成果の追跡調査を行う場合は協力すること。
- ・補助事業終了後、補助事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者等に発表していただくことがあります。
- ・補助事業期間中及び事業終了後、本市及び事務局が主催又は共催するイベント等において、事例発表や展示等への参加をお願いさせて頂く場合があります。

別表：提出書類一覧：（次世代人材育成事業）

No.	提出書類	<input checked="" type="checkbox"/>
1	豊橋市未来産業創出事業補助金交付申請書（様式第1）	<input type="checkbox"/>
4	グループ概要（別紙1）	<input type="checkbox"/>
5	グループ構成員名簿（別紙2）	<input type="checkbox"/>
6	グループの活動実績等がわかる書類（チラシ等を含む）	<input type="checkbox"/>
9	事業計画書（次世代人材育成事業）（別紙5）	<input type="checkbox"/>
11	費用の内訳書（別紙6）	<input type="checkbox"/>
12	事業のスケジュール（別紙7）	<input type="checkbox"/>